

公会計研究レポート

高橋かずちか

2007.05.31

地方財政の課題と公会計制度の役割

■地方財政をめぐる動き

2006年12月7日総務省が地方自治体に財政状況を示す四つの指標の公表を義務付ける方針を固めたと報じる記事にもあるように、総務省は財政破綻の判断基準となる実質収支比率など既存の2指標に加えて、一時借入金の状況や地方公社、第三セクターの経営状態も把握できる新しい2指標を導入し、住民が自治体財政を監視しやすいようにして、財政悪化の初期から自治体に再建を促すことを目指している。

例を挙げてみると、既存の指標で地方財政が健全であるか否かを知るには『実質収支比率』と『実質公債費比率』が挙げられる。実質収支比率は標準的な自治体の財政規模と比べた実質収支の赤字額の割合を表すもので、現行法制では赤字比率が一定水準を上回ると、自主再建か国の管理下で再建を進める財政再建団体への移行かの選択を自治体は迫られる。同収支比率は一般会計と特別会計を合わせた普通会計が主な対象であるが、観光や公共交通など不採算事業を抱えることが多い公営事業会計は対象が一部だけであり、財政破綻した北海道夕張市が赤字隠しに使った一時借入金も把握しにくいのが現状である。また、総務省が地方債の発行を認める目安として18年度から採用している自治体の債務負担の重さを示す指標『実質公債費比率』は、公営事業会計などは含むが、自治体の財政悪化の原因となることが多い地方三公社（土地開発・道路・住宅供給）などは対象外である。

こうした既存指標の弱点を補うため、総務省は年度ごとの資金の流れを示すフローの指標と、積み上がった債務の多さを示すストックの指標の二つを新たに導入することにしており、フロー指標では収支悪化が指摘されがちな国民健康保険や介護保険事業も対象にし、財政悪化の兆しをつかみやすくし、ストック指標では、財政規模に対する将来の債務負担の割合などを示せるようにするとのことである。三セク、地方公社、地方独立行政法人など地方財政にかかわるすべての会計を対象とし、債務の全体像を把握できるようにするのである。

■地方財政の課題と公会計制度

地方自治体の財政管理は現在、予算に基づく財務管理を中心とした歳入・歳出管理が中心となっている。しかし、自治体の歳入・歳出は、各種の補助金や交付金の配布を通じて中央政府により事実上コントロールされているため、地方自治体が独自の発想に基づいて自主性を発揮できる余地は極めて限られている。また、中央政府と地方自治体の組織はそれぞれの事業分野ごとに縦割りでつながっており、中央政府の意向は地方自治体の部局ごとに直接伝達される。このような中央政府による自治体コントロールは、全国各地における公共サービスに関するナショナル・ミニマムを確保したり、地方自治体の破綻を防止するうえでは有効であるかもしれない。しかし、その一方で地方分権が進む中、個々の地方自治体が地域ごとの実情に即した効率的な自治体経営に向けた動きを展開させることを阻害している。

また、地方自治体予算に関しては、国と同様に単年度主義が採用されているだけでなく、予算消化額に応じて翌年度の予算額が決定されるという前年実績主義に基づき編成されている。その結果、各部局においては予算獲得が行政上の至上命題となり、予算を切り詰めるとか、不要不急の事業を抑制するといった予算の効率運用に向けた誘因が働かない。

以上のことから、「税の有効に活用する」という点からも、自治体財政にかかわる構造問題を明確にし抜本的解決を図るうえで、公会計制度を活用することが重要である。

■今後の地方財政のあり方について（感想）

地方分権が進展していく時代に、「広域行政や市町村合併」、「道州制」へといった地方自治の変革が求められている。それは「地方への財源移譲」等権限を与えられると同時に責任もついてくることであり、自治体経営の破綻は最終的に、そこで生活、経済活動を営み、税金を支払っている国民にツケが回ってくることになる。中央集権の時代から、地方行政府の時代を超えて、まさに税金を払う住民による参画が自治経営に求められていると考える。そこで地域社会と行政府の役割を再点検し再構築を図るうえで地方自治体の財政状態の正確な把握は不可欠であり、そしてそれは行政府の中でのお手盛りではなく、完全な財務情報開示が必要であり、公会計制度の更なる導入を進めていかなければならないと考えます。

以上